



発行所

一般社団法人
全日本木材市場連盟
編集・発行人 柱本 修
東京都文京区後楽 1-7-12
〒112-0004 林友ビル6階
電話 03(3818)2906
FAX 03(3818)2907
毎月1回1日発行
定価・年3,000円
(会員は会費に含まれています。)

令和8年度 林野庁関係 予算概算要求の概要

林野庁はこのほど令和8年度予算概算要求を財務省に提出した。要求額は、総額3,457億6,200万円(対前年度当初予算比112.7%)。内訳は公共事業が2,317億5,000万円(同117.4%)、非公共事業が1,140億1,200万円(同104.1%)。(表参照)

重点事項のテーマは、「2050年ネット・ゼロ等に貢献する「森の国・木の街」の実現に向けた森林資源循環利用施策の総合的な展開」。

非公共事業は、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」182億円(143億円)に統合され、以下の項目で構成される。

1 森林集約・循環成長対策

森林の集約・集約化に向けた関係者の合意形成や、路網整備、省力・低コスト再造林、スマート林業の実装に向けた先進的な林業機械など高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備、波及効果の高い木造公共建築物・木造非住宅建築物の整備、特用林産振興施設の整備等を支援するとともに、機械導入・施設整備

令和8年度 林野庁関係予算概算要求の概要

令和7年8月

区分	令和7年度 当初予算額	令和8年度 概算要求額	対前年度比
	百万円	百万円	%
公共事業費	197,343	231,750	117.4
一般公共事業費	188,018	222,425	118.3
治山事業費	62,453	73,882	118.3
森林整備事業費	125,565	148,543	118.3
災害復旧等事業費	9,325	9,325	100.0
非公共事業費	109,487	114,012	104.1
合計	306,830	345,762	112.7

(注)1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金の中で、林野関係事業を措置している。

2 金額は、関係ベース。

3 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

※「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費、
「第1次国土強靱化実施中期計画」に係る経費及び「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた
農林水産分野における経費については、予算編成過程で検討。

2 木材等の付加価値向上・需要拡大 に対する融資を円滑化

JAS構造材やCLT等を活用した木造化、木材利用による温室効果ガス排出削減効果の「見える化」の促進、合理的な木材価格の形成による森林資源の循環

利用に向けた供給体制構築、CLT等の輸出促進、木質バイオマスの利用環境整備、特用林産物の需要拡大、森林空間を活用した「森業」の展開等の取組を支援

3 森林・林業担い手育成総合対策

「緑の雇用」事業による新規就業者への体系的な研修、林業大学校で学ぶ就業前の者への給付金給付、外国人材受入れに向けた条件整備、林業経営体の労働安全対策等を支援

4 スマート林業・DX推進総合対策

林業の安全性、生産性及び収益性の飛躍的な向上を図るため、スマート林業技術や木質系新素材等の開発・実証、スマート林業技術を活用する新たな作業シ

ステムの構築、地域一体で林業活動にデジタル技術をつる活用する拠点づくり等を支援

5 森林・山村地域活性化振興対策

里山林の整備・活用に取り組み組織の確保・育成を図るため、活動組織確保に向けた説明会・体験会の開催、安全対策や施業技術に関する講習の開催、「半林半X」を含めた活動組織による里山林の整備・活用の実践を支援

6 花粉の少ない森林への転換促進総合対策

スギ人工林伐採重点区域におけるスギ人工林の伐採・植替えの加速化やスギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、花粉の飛散量の予測、スギ花粉の飛散防止対策等を支援

これらの対策の中で木材産業に関連の深い事業の概要は以下のとおり。
木材需要拡大・木材産業基盤強化対策(拡充)

この事業は、「1 森林集約・循環成長対策」に含まれ、支援内容は、①木造公共建築物等の整備、②木造非住宅建築物等の整備、③木質バイオマス利用促進施設の整備、④特用林産振興施設等の整備、⑤木材加工流通施設等の整備がある。

これらのうち、⑤木材加工流通施設等の整備の整備の対策のポイントは、安定的・持続的な国産材の供給体制の構築に向けて、木材産業の基盤強化に資する木材加工流通施設等の整備を支援する。その際、木材産業の人材不足に対応する省力化や、内装材等の高付加価値製品の供給に向けた施設整備への支援を強化するとともに、リース等についても支援を実施す

るほか、横架材・ツーバイ材等の国産材の利用の低位な部材供給等を優先支援するというもの。事業内容は、製材・集成材・合板等の木材加工機械や乾燥機の他、原木選別機等の流通施設の整備を支援。

〔課題と見直しのポイント〕深刻な人手不足や適正な木材価格に対応するため、省力化・付加価値化に取り組む必要がある一方、現状は地域材利用量増加のミが要件であることがネックとなっていることを踏まえ、拡充の部分では、省力化や省力化や高付加価値化を図る施設整備においては、省力化（労働生産性を向上する目標の設定）や高付加価値化（付加価値生産性を向上する目標を設定）の要件で支援可能とされた。

「建築用木材供給・利用強化対策（新規）」

この事業は「2 木材等の付加価値向上・需要拡大対策」に含まれ、対策のポイントは、民間非住宅分野等における国産材の利用拡大に向け、JAS構造材・CLT等を活用した木造化、木材利用の持続可能性の評価に向けた環境整備、合理的な木材価格の形成による森林資源の循環利用に向けた供給体制構築、木材産業の人材の確保に向けた取組を支援するというもの。

事業内容は次のとおり

（1）JAS構造材・CLT等による木造化総合対策事業（拡充）

①一般流通材の高度利用やCLT等の活用による木造化技術の開発・普及の取組等を支援。

②一般流通材や木質耐火部材、CLTを活用した建築物等の先駆性等の高い設計・建築実証を支援。

③各地域での系統だったカリキュラムにより木造建築物を担う設計者・施工者を育成する取組等を支援。

（2）木材利用の持続可能性の評価に向けた環境整備事業（新規）

建築物LCA制度化への対応に向け、中高層建築物に必要な部材等の排出原単位の整備等への支援や、国産材・地域材利用による排出削減効果を見える化する手法の開発等を実施。

（3）森林資源の循環利用に向けた木材供給体制構築事業（新規）

①木材流通の各段階におけるコストや課題等の調査や価格転嫁に向けた需要者の理解醸成を実施。

②関係者間の水平・垂直連携を通じた、合理的な木材価格の形成に向けたモデル的な体制づくりの取組等を支援。

（4）木材産業人材確保促進対策（新規）

①企業説明会や研修など人材確保・育成の取組を支援。

②外国人材の円滑な受入に向けた特定技能測定試験等の実施や、受入れ・定着に向けた環境整備等を実施。

③マニュアルに基づく安全診断の徹底、安全性向上のモデル的取組を支援。

スギ材の需要拡大

この事業は「6 花粉の少ない森林への転換促進総合対策」に含まれ、事業の内容は、次のとおり。

（1）花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備

スギ材の利用拡大に向け、集成材等の製品を効率的かつ安定的に生産・供給できる木材加工流通施設における加工機械の導入等を支援。また、スギ材の増産等

による需給緩和に備え、ストック機能強化のための製品保管倉庫や原木ストックヤードの整備等を支援。

（2）花粉症対策木材利用促進

住宅分野でのスギ材の需要を拡大するため、中小工務店等やブレイカ事業者のスギJAS構造材等への転換の取組を支援。

（3）花粉症対策木材の活用に向けた技術開発

改正建築基準法令を踏まえた、高耐力な住宅での活用を含め、スギ材の利用拡大に向けた製品の開発や製造の低コスト化、設計や建築に係る技術開発等の取組に対して支援。

（4）花粉症対策木材の利用拡大に向けた機運の醸成

スギ材を活用した建築物の木造・木質化等を促進するイベントの開催やSNSを活用した情報発信など、機運の醸成を図る取組を支援。

■国産材の安定供給体制の構築に向けた中央需給情報連絡協議会開催

令和7年度の国産材の安定供給体制の構築に向けた中央需給情報連絡協議会が、川上から川下に至る幅広い関係者の参加の下、令和7年9月8日にウェブ会議で開催された。

1. 木材需給の動向と見通しについて

○各地区事務局からの情報提供

（北海道）北海道では建築基準法改正の影響が全国の傾向よりも強く感じられる。主要樹種であるトドマツ・エゾマツに関してはウッドショック以降、ずっと

停滞したままである。高性能林業機械の高騰や燃料費その他資材の高騰等があり、素材生産事業者は、仕事はあるけれども様々なコストの高騰が経営を圧迫するという厳しい状況。（東北）数年前からトラック運送費が上昇しており、これを価格にどう転嫁していくかが課題。合板メーカーによる価格維持に期待。集成材等については、円安等により製品輸入量が減って国産材代替が進んでいるので、価格の維持を期待している。（関東）新潟では、原木は堅調な動きで、製品はしばらく落ちたが、今のところは横ばい。スギの良質材は、東北方面からの買方の引き合いが出ている。輸出は順調で丸太価格の下支えとなっている。（中部）原木供給は、酷暑で作業量が少なく入荷が少ないという声。需要がないために単価が良い割には出材が少ない。柱材は各地でだぶつき気味。高級品も動きが鈍い。伐期に入るが出材が増える感じはしない。原木は高いが製品は安い。一般住宅用の需要は少なく、特に構造材は売れない。非住宅は注文が増えてきていると聞く。住宅着工減で需要減のところに建築基準法改正の影響による追い打ちがかかった状況。各分野で人手不足の影響が見られるようだ。（近畿・中国）原木の出材は、猛暑により実稼働時間が減少し生産量に影響した。重機や資材の燃料価格高騰が経営を圧迫し、チェーンソーだけで作業が行える除伐作業へのシフトが進んだ。原木需要は、5月以上は建築基準法改正の駆け込み需要の反動がみられたが、7月に入り秋需に向けた積極的な原木仕入れの気配も見られるようになった。

た。原木価格の安定が続けば、10月以降の出材は徐々に増すと考えている。(四国)夏の猛暑のため、熱中症対策もあり、生産量は8月・9月は減少気味。秋口にかけて若干増える予想。秋口の値上がりにはあまり期待できないのではないかと山では人手不足が深刻化している。スギの大径材の問題が出てきている。太くならずしてプロセッサ等の機械では対応できず、チェーンソーによる元伐りおよび造材が必要になっており、作業工程が落ちる。(九州)この夏は猛暑のため丸太の出材量が減少している。今後の丸太の出材は、このまま横ばいでたいして増えないのではなか。理由は、伐採搬出コストの上昇、高性能林業機械が高額で修理代も大きく機械の更新が進まないことなど。高性能林業機械の更新を諦める業者もある。運送コストも上がってきている。

2. 木材の合理的な価格形成に向けて ○事業者等からの情報提供

①(一社)全国木材市売買方連盟の草野事務局長から、全買連が本年始めた木材運搬手数料受領理解促進活動について次の情報提供があった。これまで材木店は、木材の配達経費について、配達料という認識がないので請求していない、配達料という認識はあるが請求せずサービスをしているが多かった。売り手は配達コストを明示せず請求せず、買い手もそれが当然だとする取引形態である。木材需要の減退と価格低迷、人件費や燃料費等諸物価の上昇により利益が減少している現状では、配達経費が回収されないことが採算性の悪化に影響している。当連盟の活動のやり方は、ポスターの掲

示とチラシの配布により、それぞれの事業者が顧客に木材運搬手数料の受領に理解を得る方法である。森林の大切さや木材の重要性を強調して、それらを町になく材木店等の経営が継続できるように、木材運搬手数料の受領に理解を求めている。また、交渉する際に配達コストの根拠を示すことが重要なので、木材運搬手数料積算ソフトを作成して、各事業者が自社の条件に応じた参考数値を求められるようにしている。

②株式会社山西の西垣洋一代表取締役会長より、価格転嫁について次の情報提供があった。私どもの会社では価格転嫁はうまくいっていない。今年1月以降は利益率の低下を伴う非常に厳しい状況。全国のプレカット等は、利益が出せてないのが現状だと思う。いかに単価を上げながら、最終的には山元へ還元する木材のサプライチェーンを作るか、皆さんと共に作り直さなければならぬ時代だと思ふ。我々プレカットやツーバイフォー、木材の小売は、価格を上げたら受注がもらえないという形ができていく。需要拡大については非住宅の木造化のみならず、内装の木質化をもっとやるべき。坪単価の契約は、木材をただの材料としか見ていないので、商慣習の見直しが必要。木材は地球から我々に与えられた唯一の再生エネルギーなので、この価値を我々森林・林業・木材業界の者が、一体となつて一般の人たちや住宅関係の人たちに、もっとPRし発信しなければ、安売りの脱却はできない。

○意見交換

(二社)全国木造住宅機械プレカット

協会から、坪単価という考え方で木材価格、資材価格や配送費など単位が全く違うものが全部入っているが、これでは木材の価格について最も川下に近い部分では全く考慮されないのではないかと。資材費と配送費等は坪単価の外に出していただくことによって、木材価格についての川上の話を川下の最後のところまで持っていけると思う。坪単価の加工賃についても、住宅の様式により経費が異なるにもかかわらず、全てが一律の単価となっており、工場にかかる手間が考慮されていない。住宅会社には資材を有償支給する会社があり、資材がバンドルで送られてくる。その中には使えない材も入っているのに、このことは考慮されていない。工場側が大量に送られた資材を預かることもあるが、その経費等も考慮していただきたい等の意見が出されるなど、活発な議論が行われた。

■全国知事会 国産木材の 需要拡大に向けた提言

全国知事会は7月に「第9回国産木材活用プロジェクトチーム会議」(リーダー・東京都知事)を開催し、「国産木材の需要拡大に向けた提言」をとりまとめ、8月に小池東京都知事から小泉農林水産大臣、あべ文部科学大臣に要請活動を行った。

提言の項目は次のとおり。

1 新たな国産木材の需要創出

(一)民間建築物の木造化・木質化の推進【重点事項①】ア JAS構造材の流通量拡大、イ CLT等の普及、ウ加工供給体制の強化、エ 国産木材の利

用を促進する制度等の創設、(2)木屑の普及、(3)不燃木材等の屋外利用の促進、(4)木材・木材製品の輸出拡大【重点事項②】、(5)土木分野での利用、(6)仮設物での利用、(7)木質バイオマスの安定供給、(8)森林環境譲与税の活用促進、(9)広葉樹資源の活用、(10)新たな素材としての木材の活用促進、(11)新しいライフスタイルや新たな省エネ基準への対応

2 公共建築物の木造化・木質化の推進

(1)財源の確保【重点事項③】、(2)企画立案の推進、(3)設計・維持管理の円滑化

3 大規模な木造建築物の設計や施工を担う人材の育成

(1)建築士等の育成【重点事項④】、(2)地方公共団体職員等の育成

4 新たな技術の研究開発

(1)新たな技術の開発を促進する環境整備、(2)大径材の活用に向けた技術開発

5 国産木材活用の意義や魅力の周知・啓発

(1)木材の特性や木材活用のメリット・効果の発信【重点事項⑤】、(2)木材利用の拡大に向けた普及・啓発、(3)「森林認証材」の利用促進

6 生産・流通体制の強化

(1)伐採・搬出・流通基盤の整備、(2)林業を担う人材の確保・育成、(3)木材需要者と木材供給者を繋ぐ仕組みの構築、(4)国産木材への転換促進【重点事項⑥】、(5)花粉症対策の推進【重点事項⑦】

提言の全文は次の全国知事会のウェブ

サイトに掲載

https://www.nga.gr.jp/committee_pt/project/kukusan_mokuzai_katsuyou_pt/r07/

■改正クリーンウッド法の施行について

林野庁からクリーンウッドシステム等についての周知依頼があったので次に掲載します。

○クリーンウッド法とは

クリーンウッド法は、合法的に伐採された木材や木材製品の流通及び利用を促進する法律です。

令和7年4月に施行された改正法では、国内市場に最初に木材を持ち込む事業者による、木材・木材製品の合法性確認等が新たに義務付けられました。

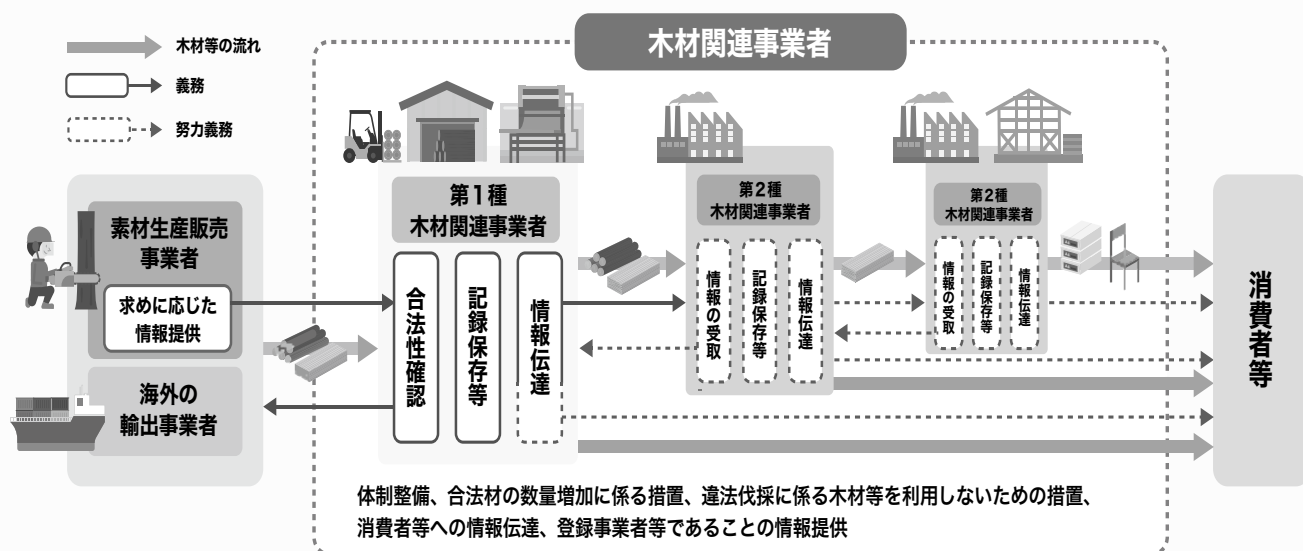
○クリーンウッドシステムについて

クリーンウッドシステムは、市場を含む木材関連事業者や素材生産販売事業者がクリーンウッド法に基づく原材料情報や合法性確認結果等の伝達、記録の作成・保存、報告書の作成等を行うためのシステムです。

本システムはWebシステムとして無償で本年4月から提供され、PCのほかスマートフォンやタブレット等で利用可能です。システムへの利用者登録やシステムの詳細は下記をご参照ください。クリーンウッド・ナビ・流通木材の合法性確認システム（クリーンウッドシステム）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/clean-wood-system/>

クリーンウッド法における木材関連事業者・素材生産販売事業者の役割



○登録木材関連事業者のロゴマーク

クリーンウッド法に基づき登録を受け、合法性が確認できた木材・木材製品を積極的に取り扱う「登録木材関連事業者」の証であるロゴマークを作成しました。登録木材関連事業者に広くロゴマークを活用いただくことで、登録制度の認知度が上がり、登録木材関連事業者の更なる信頼性の向上につながることを期待しています。



○クリーンウッド・ナビ

クリーンウッド法の詳細や様々な国・地域の情報等を林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載しています。是非、ご覧下さい。



■10月は木材利用推進月間

10月8日は木の日、10月は木材利用推進月間です。全国で様々なイベントが開催されます。以下の木材利用促進本部のサイトでご確認ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/honbuh.html>

■木材アドバイザー養成講習会開催のご案内

全市連では、木材を取り扱う方々等を対象に木の見分け方や基本的性質、木造建築に関する実践的な知識、日本の林業のほか環境問題や木材需給等の学んでいただくため、下記により木材アドバイザー養成講習会を開催します。皆様のご参加をお待ちしております。定員は東京会場が40名程度、大阪会場が40名程度で、日程は以下の通りです。

(東京会場) 令和8年2月6日(金) 9:30～17:20、2月7日(土) 9:00～16:00 (於) 砂防会館 (東京都千代田区平川町2-7-4)

(大阪会場) 令和8年2月20日(金) 9:30～17:20、2月21日(土) 9:00～16:00 (於) 大阪木材仲間会館 (大阪府西区南堀江4丁目18番10号) 受講料は、25,000円(受講料、テキスト代等を含む)

申し込みの受付は12月1日以降。

(問合せ先) (一社) 全日本木材市場連盟

文京区後楽1-7-12 林友ビル

TEL 03-3818-2906

FAX 03-3818-2907